

中津川・恵那観光 PR ポスター制作委託業務仕様書

1 実施目的

- ・中津川・恵那地域が自然環境及び社会環境の変化に対応し、魅力的な居住地・滞在地・目的地として在り続けるため、中津川・恵那地域を広域に連携させ、地域の魅力や観光地のポテンシャルを高め、市内外に魅力を発信し、誘客を図れるポスターを作成する。
- ・本仕様書では、上記内容のポスターの印刷製本を発注するにあたり、基本的な仕様を定める。

2 仕様について

【ポスター】

規 格	B 1 版 4 C / 0
タイトル	「中津川・恵那観光 PR ポスター」
作成部数	2 0 0 部
用 紙	コート紙：1 3 5 k g 上記相当以上の用紙とする。

3 業務内容

- (1) 紙面構成（編集項目、分野構成、体裁）
- (2) 完成イメージの試作品を 1 から 3 案制作（表紙画像、体裁等を変えたものを想定）
- (3) 紙面の校正
- (4) 掲載する観光資源の選定及び写真（ポジフィルム）、イラストの確保
- (5) 取材及び発注者が提供した原稿の整理・編集・返却
- (6) 印刷製本した誌面を H P で閲覧することができる形式でのデータ納付 (PDF 等)
- (7) 成果物の送付（納品）
- (8) 委託上限額
- (9) その他

4 業務仕様詳細

(1) 紙面構成について

- ・別添のヴィジュアルガイドラインに沿って作成し、写真については、すべて受注者において撮影又は収集を行うこと。なお、必要に応じて発注者が写真を提供する。
※希望者には参考資料として、現在作成中の別冊「中津川・恵那ストーリーブック」も情報提供可能。
※ロゴ等のデータについては、参加申し込み時に提供する。

(2) 完成イメージの試作品の制作について

- ①本格的な構成作業に入る前に、デザインが分かる試作品を1から3案作成すること。また、タイトル（キャッチコピー）の付け方、文体などの文章表現が分かる程度のものとする。
- ②写真については、原則として自社で保有の写真を使用すること。
必要に応じて発注者からの提供も可能である。ただし、提供に日数を要し、また希望の写真を提供できるとは限らないので注意すること。

(3) 紙面の校正について

- ①受注者は、常識的に誠意ある校正を行うこと。また、記載内容の校正確認を行うため発注者にも随時校正原稿を提供すること。
- ②校正については、発注者と直接2回以上の校正を行うこと。なお、校正の完成不具合により、校正回数を増やすことがあり得ること。
- ③成果物に重大な誤りがあった場合は、速やかに発注者へ報告するとともに、受注者において回収、修正、再印刷等の必要な処置を講じること。また、受注者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録しておくこと。

(4) 掲載する観光資源の選定及び写真等の確保について

- ①観光資源の撮影について
 - ・観光資源を使用する場合は、事前に撮影調査を行い、発注者と協議後、撮影を行うこと。
- ②写真等の取扱いについて
 - ・作成に際し、著作物の許諾、写真等の借用が必要な場合は、受注者が行い、責任を持って返却すること。また、当該許諾、借用にあたり発生する費用は、当初の契約金額に含むものとする。
 - ・使用する写真等は、概ね過去2年以内に撮影したものをを使用することとし、出来る限り新しいものを使うこと。（観光施設がリニューアルしていたのに写真が古いままであった等の問題が生じることのないよう必ず確認を行うこと。）
 - ・使用（制作）に際し、著作権の許諾等が必要な場合は、受注者でその手続を行うこと。

(5) 発注者が提供した原稿・返却について

- ①発注者等から提示された原稿（写真等の資料を含む。）については紛失、破損等のない

よう厳重に管理すること。

②返却を要するものについては、返却期限までに責任をもって返却すること。

③万が一、紛失、破損等が生じた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任において対処すること。

(6) 印刷製本した紙面をHPで閲覧することができる形式でのデータ納付について

・完成したポスターを、PDF形式等でホームページに公開できるようデータを保存、納品すること。

(7) 成果物の送付（納品）について

・中津川・恵那広域行政推進協議会まで一括納品すること。（住所は下記の納品先とする。）

(8) 委託上限額

・約 300,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(9) その他、上記に付随する業務

・制作にあたり必要な経費等は本契約に含むものとする。

5 著作権の譲渡等

(1) 印刷製本物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引渡し時に発注者へ無償で譲渡すること。

(2) 前項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物に係る著作権が帰属している場合には、受注者は、あらかじめ受注者とその者との書面による契約により当該著作権を受注者に譲渡させること。

①受注者の従業員

②本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又はその従業員

(3) 発注者は、印刷製本物が著作物に該当する場合又は該当しない場合にかかわらず、当該印刷製本物の内容を受注者（前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含む。以下同じ。）の承諾なく自由に公表することができること。

(4) 受注者は、印刷製本物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、発注者は、印刷製本物が著作物に該当しない場合には、当該印刷製本物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができるものとする。

6 参加申し込み

本プロポーザルに参加する場合は、参加申込書を12月18日（火）午後5時までに提出先へ持参もしくは郵送により提出すること。

7 その他

本業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、発注者と受注者がその都度協議を行う。

8 納入期限

平成31年2月12日（火）

9 提出先

中津川・恵那観光推進協議会 事務局

中津川・恵那広域行政推進協議会

〒508-7203 恵那市長島町正家 1067-71（恵那総合庁舎4階）

電話：0573-26-1111（内線411） fax：0573-25-4602

Mail：somu02@ne-koiki.jp